

西脇市訪問看護師等安全確保対策事業

< 令和4年度開始予定事業 >

【1 事業の概要】

① 目的

訪問看護師、訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、暴力行為等の対策として複数名でのサービスの提供が必要となる場合で、利用者又は家族等の同意が得られないことにより複数名訪問加算等を算定することができない事業者に対し、複数名訪問加算等に相当する額の一部を補助することで、訪問看護師等の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とします。

② 補助事業対象者 ((1)から(3)の要件を全て満たす場合です。)

- (1) 市内に事業所を有し、訪問看護事業、介護予防訪問看護事業又は訪問介護事業を行う事業所であること。
- (2) 市の介護保険被保険者に対するサービス提供であること。
- (3) 暴力行為等の解決に向けた取組又は被害の軽減を図るための対応を行っていること。

③ 補助対象サービス ((1)から(3)の要件を全て満たす場合です。)

- (1) 訪問看護師・訪問介護員に対する暴力行為等（具体例は後述）のため、複数名での訪問が必要であると第三者（※）から認められること。
※第三者：利用者の主治医等の医師、利用者を担当する介護支援専門員等
- (2) 複数名でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があること。（注意：2人訪問加算等の利用者等への同意の依頼は必須要件となり、事業者が実施していなければ、補助対象事業者とはなりません。）
- (3) 複数名訪問加算等を算定していないこと。

④ 補助額

補助額 = 補助基準額 × 2/3 (10円未満切捨て)

補助基準額の1/3は事業所負担となります。(2/3は市と県で補助)

- (1) 補助基準額・・・補助対象サービスの提供回数 × 補助基準単価（下表(2)参照）
- (2) 補助基準単価

事業種別	2人体制の訪問員種別	算定時間	1回当たりの補助基準単価
訪問看護事業・介護予防訪問看護事業	看護師等	30分未満	2,540円
		30分以上	4,020円
	看護師等及び看護補助者	30分未満	2,010円
		30分以上	3,170円
訪問看護事業	訪問介護員	20分未満	1,670円
		20分以上30分未満	2,500円
		30分以上1時間未満	3,960円

※令和4年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までにを行ったサービスの提供を対象とします。ただし、市予算の範囲内とします。

【参考】

● 補助対象となる暴力行為等

暴力行為等の内容	<p>1 迷惑行為等</p> <p>(1) 迷惑行為：正当な理由がないのに危険な物品（包丁、バット、可燃物等）を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける又は居宅内外に置く等</p> <p>(2) 暴言：訪問者等への悪口、侮辱</p> <p>(3) 過大なクレーム：どう喝、威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム。ただし、長話認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情など、訪問者が職務上受忍すべきと考えられる発言や苦情は補助対象としない。</p> <p>(4) ストーカー行為：つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等</p> <p>(5) セクシュアルハラスメント：抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での対応、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等</p> <p>(6) 脅迫：殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えること、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等</p> <p>2 暴力行為：素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等</p> <p>3 器物破損行為：故意に訪問者の持ち物を壊す、汚す等</p> <p>4 その他市町が認める行為</p>
----------	---

● 補助対象とならない利用者・暴力行為等

次の利用者等の行う右に掲げる暴力行為等については、原則補助対象としません。ただし、個別の事情により、訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象とします。

補助対象とならない利用者	補助対象とならない暴力行為等
<p>1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランクC（一日中ベッドで過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する。）</p> <p>2 認定調査票（基本調査）中、1－4（起き上がり）の項目が「できない」</p> <p>3 上記と同様の身体状況の者</p>	<p>1 迷惑行為（じっと見つめる等、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね等）</p> <p>2 暴力行為（弱い力で叩く等）</p> <p>3 脅迫（殴る、殺す等の直接的暴力に関する脅迫に限る。）</p> <p>4 その他訪問者に重大な危害を及ぼさないと考えられる暴力行為等</p>

※個別の事業により、訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象とする。

本事業においては、令和4年3月定例会の議決を得てからの実施となります。

【問合せ先】

西脇市福祉部長寿福祉課 指導監査担当 0795-22-3111（内線 1136）